

四 半 期 報 告 書

(第51期第 2 四半期)

株式会社 き も と

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	12
第4 【提出会社の状況】	13
1 【株式等の状況】	13
2 【株価の推移】	15
3 【役員の状況】	15
第5 【経理の状況】	16
1 【四半期連結財務諸表】	17
2 【その他】	30
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	31

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年11月12日

【四半期会計期間】 第51期第2四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

【会社名】 株式会社きもと

【英訳名】 KIMOTO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 木本 和伸

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿二丁目19番1号

【電話番号】 03(3354)0321(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 管理本部長 山縣 敏雄

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿二丁目19番1号

【電話番号】 03(3354)0321(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 管理本部長 山縣 敏雄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第50期 第2四半期 連結累計期間	第51期 第2四半期 連結累計期間	第50期 第2四半期 連結会計期間	第51期 第2四半期 連結会計期間	第50期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成21年 7月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成22年 7月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (百万円)	10,867	12,233	6,012	6,237	22,948
経常利益 (百万円)	102	674	267	464	297
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失(△) (百万円)	△8	291	134	246	116
純資産額 (百万円)	—	—	17,626	17,748	17,763
総資産額 (百万円)	—	—	27,310	26,771	26,649
1株当たり純資産額 (円)	—	—	660.79	665.36	665.93
1株当たり四半期 (当期)純利益金額又は 四半期純損失金額(△) (円)	△0.33	10.93	5.04	9.24	4.39
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	64.5	66.3	66.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,616	1,664	—	—	2,685
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△761	21	—	—	△1,986
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△41	△354	—	—	△61
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	—	5,313	6,271	5,099
従業員数 (人)	—	—	912	909	906

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第50期第2四半期連結累計期間は1株当たり四半期純損失でありかつ潜在株式が存在しないため、第50期及び第50期第2四半期連結会計期間並びに第51期第2四半期連結会計期間及び第51期第2四半期連結累計期間は潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	909
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	631
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員であります。

第２ 【事業の状況】

１ 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第２四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高（百万円）	前年同四半期比（％）
日本	4,703	—
北米	200	—
東アジア	30	—
欧州	20	—
合 計	4,955	—

- (注) １．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
２．セグメント間取引については、相殺消去しております。
３．金額は、販売価格によっております。

(2) 受注実績

当第２四半期連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注残高（百万円）	前年同四半期比（％）
日本	561	—
合 計	561	—

- (注) １．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
２．セグメント間取引については、相殺消去しております。
３．日本以外のセグメントの受注残高につきましては、見込み生産を行っているため記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第２四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（百万円）	前年同四半期比（％）
日本	5,659	—
北米	381	—
東アジア	124	—
欧州	72	—
合 計	6,237	—

- (注) １．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
２．セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当社グループでは、第1四半期連結会計期間より営業体制の強化を図り、ワールドワイドで既存製品の拡販活動、東アジア地域への販売力向上などに取り組んでまいりました。また、グループを挙げての経費削減を継続するなど、経営の効率化を進めております。

主力製品であるハードコートフィルムの販売は、第1四半期連結会計期間に続き第2四半期連結会計期間でも過去最高の売上を更新するなど好調に推移しました。利益面では、経費削減効果に加え、タッチパネル用ハードコートフィルムにおいて、従来品から高付加価値品への切り替えが進んだことで、前第2四半期連結会計期間と比較して営業利益、四半期純利益共に大幅な増加となりました。

その結果、当第2四半期連結会計期間の売上高は6,237百万円（前年同四半期比3.7%増）、営業利益は491百万円（前年同四半期比77.3%増）、四半期純利益は246百万円（前年同四半期比83.5%増）となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間から、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）に基づくマネジメント・アプローチにより、報告セグメントを「日本」、「北米」、「東アジア」、「欧州」の4区分としております。

また、セグメントごとの業績の前年同四半期増減率及び営業利益又は営業損失の金額は前年同四半期の所在地別セグメント情報の金額との比較を参考値として記載しております。

①日本

ハードコートフィルムは、従来品に加えて高付加価値品の受注が増えたことで、売上が大幅に増加しました。その他、ラベル用フィルム、工程用粘着フィルムの売上が増加しました。その結果、当第2四半期連結会計期間の売上高は5,659百万円（前年同四半期比9.0%増）、営業利益は538百万円（前年同四半期比116.1%増）となりました。

②北米

タッチパネル用ハードコートフィルム及び製版用フィルムの売上が増加したものの、ダイレクト刷版用フィルムなどの売上が減少しました。その結果、当第2四半期連結会計期間の売上高は381百万円（前年同四半期比30.8%減）、営業損失は21百万円（前年同四半期の営業利益は30百万円）となりました。

③東アジア

小型液晶向け拡散フィルム、フォトマスク用保護フィルムの他、工程用粘着フィルムの販売が伸び売上が増加しました。その結果、当第2四半期連結会計期間の売上高は124百万円（前年同四半期比13.0%増）、営業利益は22百万円（前年同四半期比18.3%増）となりました。

④欧州

主力である中小型インクジェットプリンターの販売が伸びず売上が減少しました。その結果、当第2四半期連結会計期間の売上高は72百万円（前年同四半期比54.1%減）、営業損失は47百万円（前年同四半期の営業損失は25百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における資産、負債、純資産の状況は以下のとおりであります。なお、比較増減額はすべて前連結会計年度末を基準としております。

①資産

総資産は前連結会計年度末に比べ122百万円増加し、26,771百万円となりました。主な変動要因は、現金及び預金の増加1,345百万円、有価証券の減少199百万円、有形固定資産の減少608百万円、投資有価証券の減少261百万円であります。

②負債

負債は前連結会計年度末に比べ137百万円増加し、9,022百万円となりました。主な変動要因は、支払手形及び買掛金の増加95百万円、未払法人税等の増加185百万円、長期借入金の減少195百万円であります。

③純資産

純資産は前連結会計年度末に比べ15百万円減少し、17,748百万円となりました。主な変動要因は、利益剰余金の増加211百万円、その他有価証券評価差額金の減少63百万円、為替換算調整勘定の減少163百万円であります。これらの結果、自己資本比率は66.3%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、第1四半期連結会計期間末に対して10.1%増加し、6,271百万円となりました。

①営業活動によるキャッシュ・フロー

当第2四半期連結会計期間における営業活動の結果、増加した資金は835百万円(前年同四半期は921百万円の増加)となりました。主な増加要因として、税金等調整前四半期純利益460百万円、減価償却費343百万円、賞与引当金の増加145百万円、仕入債務の増加217百万円があり、主な減少要因として、売上債権の増加468百万円がありました。

②投資活動によるキャッシュ・フロー

当第2四半期連結会計期間における投資活動の結果、増加した資金は39百万円(前年同四半期は246百万円の減少)となりました。主な増加要因として、定期預金の払戻による収入84百万円、主な減少要因として、有形固定資産の取得による支出35百万円、定期預金の預け入れによる支出23百万円がありました。

③財務活動によるキャッシュ・フロー

当第2四半期連結会計期間における財務活動の結果、減少した資金は237百万円(前年同四半期は140百万円の増加)となりました。主な減少要因として、長期借入金の返済による支出160百万円、社債の償還による支出67百万円がありました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

(当社グループの現状の認識及び対処方針)

当社グループは、昨今の経済情勢及び業界動向の急激な変化を考慮し、企業統治の推進、成長市場に焦点を合わせた経営資源の有効活用、開発及び生産部門の競争力強化、在外子会社との連携強化等を中期的な施策として進めてまいります。

当社グループは安定的な成長を図るために、フィルム特殊加工及び電子・工業材料分野に偏ることなく、新市場開拓、新製品開発を推進し、収益性の高いビジネスを創出することが必要になります。

① 欧州所在の子会社の業績向上

米国所在の子会社は業績の回復傾向が出てまいりました。また、中華人民共和国所在の子会社の業績は堅調に推移しつつあります。しかしながら、欧州所在の子会社は業績の低迷が続いており、業績向上が急務であります。

② グローバル人材の育成

中華人民共和国などの成長市場に当社グループ製品を供給していくためには、現地の文化等を理解し、かつ当社グループ製品の品質、性能等を理解する人材が必要となっており、在外子会社を含めた人材交流などを推進することにより、グローバル人材の育成を目指します。

(会社の支配に関する基本方針)

当社は、平成22年5月14日開催の取締役会において、以下のとおり当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」といいます。)に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることにより当社の企業価値又は株主共同の利益が毀損されることを防止するための取組みの一つとして導入している、「当社が発行する株券等の大量買付行為に関する具体的な対応策」(以下「本対応方針」といいます。)を更新することを決議いたしました。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値又は株主共同の利益を継続的に確保・向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。上場会社である当社の株券等については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、当社の株券等に対する大量買付提案又はこれに類似する行為があった場合、当社株券等を売却するかどうかは株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えております。

なお、当社は、当社株券等について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値又は株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付提案又はこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。そして、かかる株券等の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株券等の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値又は株主共同の利益を毀損すると思われるものも少なくありません。

当社の経営にあたっては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、並びに顧客、取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これらに対する十分な理解がなければ、当社の企業価値又は株主共同の利益を確保・向上させることはできません。当社の企業価値の源泉は、①独創的な技術開発力、②先進的な製造技術と一貫した品質保証体制、③「プロ集団」たる従業員の存在、④顧客・取引先との切磋琢磨する関係にあるため、当社の企業価値又は株主共同の利益を確保・向上させるには、特にかかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠であります。当社株券等の大量買付を行う者が、かかる当社の企業価値の源泉を理解し、中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値又は株主共同の利益は毀損されることになります。

当社としては、このような当社の企業価値又は株主共同の利益を毀損する大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては必要かつ相当な対抗手段を講じることにより、当社の企業価値又は株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 基本方針の実現に資する取組み

a. 当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

(i) 当社の企業理念について

当社は、技術開発型の企業としてグローバルに発展することにより、顧客・株主及び従業員の満足を得ることに努め、地域の発展と繁栄に寄与し、地球環境をまもり、未来に向けて社会と共に前進します。

(ii) 当社の企業価値の源泉について

当社は昭和27年の設立以来、技術開発型の企業としてグローバルに発展することにより、顧客・株主及び従業員の満足を得ることを基本理念として、かかる方針の下、研究開発及び技術の革新を推進し、企業価値を向上させてまいりました。

かかる当社の企業価値の源泉は、①市場の急速な変化を先取りできる独創的な技術開発力、②多様な顧客に満足いただける製品を生み出す先進的な製造技術と高度で一貫した品質保証体

制、③高品位な製品を適時に創り上げるための高い技術力を有する「プロ集団」たる従業員の存在、④常に最高の製品、商品及びサービスをともに創り上げていく顧客・取引先との切磋琢磨する関係にあります。

具体的には、第一に、当社の内外にわたる顧客それぞれにとって最高の製品、商品及びサービスを適時に提供するためには、時代の急速な変化を予測し、顧客のニーズを先取りする先見性が必要となります。当社は創業以来、常に顧客との対話を重視し、顧客に満足いただける製品を生み出すための研究開発を推進してまいりました。この独創的な技術開発力こそが顧客に満足いただける製品、サービスの提供を可能にする原点であり、当社の企業価値を向上させております。

第二に、独創的な技術開発力により開発された製品を高い品質で安定的に供給できることは、顧客の信頼の獲得と取引の継続にとって極めて重要です。このために当社では、ISO 9001:2000を取得し、独自に構築した先進的な製造技術と、高度で一貫した品質保証体制を確立しております。開発のみならず、製品の高品質・安定製造をも重視することにより、当社の企業価値を向上させております。

第三に、当社には、従業員が部署や職位に関わりなく自由に意見を述べ合うことでその技能等を伝承する企業風土が創業時から連綿と形成されており、従業員の技能向上の基礎となっております。研究開発、製造、営業等それぞれの職掌において顧客に満足いただける製品、サービスを適時に提供するためには、かかる従業員と企業風土を将来にわたり確保・維持することが不可欠です。当社は、時代の最先端をいく独創的かつ高度な技術を開発・維持するためには、このような高い技術力を有する従業員の存在が不可欠であるとの認識から、従業員一人ひとりが継続して成長し、独創的かつ高度な技能を身につけることができる体制づくりを構築しております。

第四に、時代の最先端をいく独創的かつ高度な技術を開発・維持するためには、従業員及び企業風土のみならず、優れた製品の提供を求める顧客及び協力関係にある取引先の存在が不可欠です。顧客から時には不可能と思われる高度な要請を受け、又は将来の市場動向を予測することにより、顧客のニーズにいち早く応えることができる当社の独創的な技術開発力が継続的に磨かれてまいりました。このような顧客・取引先との切磋琢磨する関係は、当社が世界に通ずる技術開発型の企業として、その時代に成し得る最高の専門技術と、最高の製品・商品並びにサービスを内外の顧客に提供するための大きな原動力となっております。この意味で、当社の既存の顧客・取引先との切磋琢磨する関係を将来にわたり確保することは、当社が企業価値を向上させていく上で極めて重要です。

(iii) 当社の今後の企業価値又は株主共同の利益の確保、向上に向けた取組みについて

イ. 中期経営計画について

当社グループの製品は、主として電子・工業材料分野に継続的に供給されており、当該分野は今後も市場拡大が期待されております。当社グループでは、この成長市場においてより収益性の高いビジネスを創出するとともに、環境、エネルギー、デジタル3D画像などの新しい市場に向けた新事業、新製品の開発にグループを挙げて取り組み、企業価値の向上を目指します。

上記のビジョンを実現することが企業価値の持続的向上と株主共同の利益確保に資するものであると考えます。

当社の発展による企業価値の向上は「プロ集団」である従業員の意欲・能力・知識なくしてはありえない、との認識に基づき、従業員の人的資質のさらなる向上を積極的に行うことにより、企業価値の増大に努めてまいります

ロ. CSR活動について

当社は、企業としての社会的責任を全うし、広く社会からの信頼を築き上げていくことが、企業価値の持続的向上のために必要不可欠と考え、コーポレート・ガバナンスの充実、企業倫理の向上、リスク管理の強化及び社会との関わりを深化を重要課題と位置付けております。

上記課題の実現のために、コンプライアンスの強化、経営の監督・監視機能の強化、経営責任の明確化、意思決定及び業務遂行の実効性・迅速性の確保、情報開示の強化を進めるとともに、株主の皆様、顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーからの信頼を一層高めるため、環境・安全・品質の確保と地域との対話等にに取り組んでまいります。

b. コーポレートガバナンスの整備

当社は、取締役会、監査役会を基本に継続的なコーポレート・ガバナンスの充実が経営の最優先課題であると考え、諸制度の整備と透明性の高い情報開示の実施を適時行うとともに、高い自律性、効率性並びに競争力のある経営体制の確立を目指しております。

当社においては、株主の皆様に対する経営陣の責任を明確化するため、取締役の任期を1年としております。また、当社は経営会議、常務会等を設置せず、重要な業務執行及び法定事項の決定並びに業務執行の監督は、すべて取締役会で行っております。常勤監査役及び社外監査役は、定例及び臨時に開催される取締役会に出席し必要な意見を述べるとともに、取締役の業務執行状況の監査を実施しております。また、監査役のサポート体制の充実を図るため、平成19年7月より監査役スタッフ1名を選定いたしました。

当社は、以上のようなコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づく諸施策を実行し、当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上を目指してまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

a. 本対応方針導入の目的

当社取締役会は、上場会社として当社株券等の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値又は株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株券等の大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株券等の大量買付行為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、大量買付者の提示した条件が対象会社の適正な本源的価値を十分に反映しないもの等、対象会社の企業価値又は株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

そもそも、当社が構築してきた企業価値又は株主共同の利益を確保・向上させるためには、当社の企業価値の源泉である、①市場の急速な変化を先取りできる独創的な技術開発力、②多様な顧客に満足いただける製品を生み出す先進的な製造技術と高度な品質保証体制、③高品位な製品を適時に創り上げるための高い技術力を有する「プロ集団」たる従業員の存在、④常に最高の製品、商品及びサービスをともに創り上げていく顧客・取引先との切磋琢磨する関係が必要不可欠です。当社株券等の大量買付行為を行う者により、これら当社の企業価値の源泉が中長期的に確保され、向上させられなければ、当社の企業価値又は株主共同の利益が毀損されることとなります。

また、外部者である買付者からの大量買付の提案を受けた際に、当社株主の皆様が上記の諸点のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他の当社の企業価値を構成する要素等を適切に把握した上で、当該大量買付が当社の企業価値又は株主共同の利益に及ぼす影響を短時間のうちに判断する必要があります。

かかる認識に基づき、当社取締役会は、前記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等に対する大量買付行為が行われた際に、当社株主の皆様の意思を適正に反映させるためには、当社株主の皆様が適切に判断できる状況を確保する必要があると考えております。そのためには、当社取締役会が必要かつ相当な検討期間内に当該買付行為について誠実かつ慎重な調査を行った上で、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料を提供すること、また当社株主の皆様がかかる大量買付行為に応じるべきか否かを判断するために必要な時間を確保すること等を可能とする、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する大量買付行為を抑止するための枠組みを構築することが必要不可欠であると判断いたしました。

これらを踏まえ、当社取締役会は、当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上を目的に、対応方針を更新することを決定いたしました。

b. 本対応方針の概要

(i) 本対応方針に係る手続き

本対応方針は、当社の株券等の大量買付行為を行おうとする者(以下「大量買付者」といいます。)が現れた場合に、当該大量買付者に対し、事前に当該大量買付行為に関する情報の提供を求め、当社が、当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大量買付者との交渉等を行うための手続を定めるものです。

なお、大量買付者は、本対応方針に係る手続の開始後、独立委員会検討期間終了時点、又は独立委員会の勧告又は取締役会の判断に基づき株主意思確認総会が招集された場合の当該株主意思確認総会の決議時点のいずれか遅いときまでの間、大量買付行為を実行してはならないも

のとしております。

(ii) 新株予約権の無償割当ての実施

大量買付者が本対応方針において定められた手続に従うことなく大量買付行為を行う場合、又は大量買付者による大量買付行為が当社の企業価値又は株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれがある場合等には、当社は、原則として、非適格者による権利行使は認められないとの行使条件及び非適格者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除くすべての株主に対して新株予約権無償割当ての方法(会社法第277条以下に規定されます。)により割り当てます。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることがあります。

(iii) 取締役の恣意的判断を排するための独立委員会、株主総会の利用

本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除し、その判断の合理性及び公正性を担保するため、以下の諸手当てを施しております。

まず、独立委員会規程に従い、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者(実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等)で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会(以下「独立委員会」といいます。)の客観的な判断を経ることとしています。なお、本対応方針の現在の独立委員会は、独立性の高い社外監査役及び社外の有識者により構成されております。

また、一定の場合には、株主意思確認総会を招集の上、同株主意思確認総会に対抗措置の発動に関する議案を付議することにより株主の皆様の意思を確認することとしています。

さらに、こうした手続の過程について、株主の皆様に適切かつ適時に開示することにより、その透明性を確保することとしています。

(iv) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本新株予約権の行使又は当社による取得と引換えに、非適格者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、非適格者の有する当社株式の議決権割合は、最大約33.3%まで希釈化される可能性があります。

④ 上記②及び③の各取組みについての取締役会の判断、並びにその判断に係る理由

a. 本対応方針が基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様には代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値又は株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

b. 本対応方針が株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

(i) 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、株主の皆様の意思を反映させるため、平成22年6月29日開催の第50回定時株主総会において議案としてお諮りし、承認可決されたものです。また、以下の場合に本対応方針はその時点で廃止又は変更されます。

イ. 当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合

ロ. 当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合

なお、当社取締役会は、独立委員会による勧告に基づき又は独自の判断で、定款変更後の当社定款第15条第3項に基づき、本新株予約権の無償割当てに関する議案を株主意思確認総会に付議することがあり、かかる場合には株主の皆様のご意思を直接確認することができることとしております。

(ii) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を完全に充足し、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第440条に定める尊重義務に反しないものです。

(iii) 当社の企業価値または株主の皆様の共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、当社の企業価値又は株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者に対して、当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為に関する必要

な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、導入されるものです。

(iv) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(v) 独立委員会の設置、外部専門家の意見取得

本対応方針は、取締役会の判断の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとしております。

かかる独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が判断を行うことにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

なお、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるため、独立委員会による判断の公正性・客観性が強く担保される仕組みとなっております。

(vi) 当社取締役の任期は1年であること

当社取締役の任期は1年であり、毎年の上任選任を通じて本対応方針につき株主の皆様のご意見を反映することが可能となります。

(vii) デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。また、当社は期差任期制を採用しておりません。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)又はスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員を一度に交代させることができないため、発動の阻止に一定の時間を要する買収防衛策)ではありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間の研究開発費の総額は268百万円であります。

なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第 3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第 2 四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第 2 四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更及び重要な設備計画の完了はありません。

また、当第 2 四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	90,000,000
計	90,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	27,386,282	27,386,282	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	27,386,282	27,386,282	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年 月 日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年7月1日～ 平成22年9月30日	—	27,386,282	—	3,274	—	3,163

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
きもと共栄会	東京都新宿区新宿2丁目19-1	2,671	9.75
きもと従業員持株会	東京都新宿区新宿2丁目19-1	1,918	7.01
株式会社精和	埼玉県さいたま市中央区本町東2丁目7-13	1,801	6.58
木本 和伸	東京都練馬区	1,189	4.34
東レ株式会社	東京都中央区日本橋室町2丁目1-1	1,052	3.84
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	839	3.07
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	820	2.99
東京中小企業投資育成株式会社	東京都渋谷区渋谷3丁目29-22	742	2.71
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1-5	500	1.83
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	491	1.79
計	—	12,025	43.91

(注) 1. 上記のほか当社所有の自己株式710千株(2.60%)があります。

2. フィデリティ投信株式会社から平成22年6月7日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成22年5月31日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができておりません。

氏名又は名称	住 所	保有株式数 (千株)	株券等保有割合 (%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3-1城山トラストタワー	714	2.61

3. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、平成22年10月4日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成22年9月27日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社としては当第2四半期会計期間末における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができておりません。

氏名又は名称	住 所	保有株式数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	820	2.99
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	801	2.93
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	42	0.16
三菱UFJアセット・マネ ジメント(UK)	12-15 Finsbury Circus, London, EC2M 7BT, UK	111	0.41
計	—	1,774	6.48

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区 分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 710,800	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,673,200	266,732	—
単元未満株式	普通株式 2,282	—	—
発行済株式総数	27,386,282	—	—
総株主の議決権	—	266,732	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が5,600株含まれております。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数56個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社きもと	東京都新宿区新宿2丁目 19-1	710,800	—	710,800	2.60
計	—	710,800	—	710,800	2.60

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	865	790	603	520	578	590
最低(円)	793	497	455	445	460	465

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、太陽ＡＳＧ有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,062	4,717
受取手形及び売掛金	6,745	6,627
有価証券	300	499
商品及び製品	713	917
仕掛品	1,030	951
原材料及び貯蔵品	487	448
繰延税金資産	196	197
その他	124	240
貸倒引当金	△48	△67
流動資産合計	15,611	14,533
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	4,277	4,518
機械装置及び運搬具（純額）	2,070	2,416
その他（純額）	1,717	1,738
有形固定資産合計	※ 8,064	※ 8,673
無形固定資産		
その他	289	353
無形固定資産合計	289	353
投資その他の資産		
投資有価証券	1,732	1,994
その他	1,144	1,165
貸倒引当金	△71	△70
投資その他の資産合計	2,805	3,088
固定資産合計	11,159	12,116
資産合計	26,771	26,649

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,110	4,014
短期借入金	391	401
未払法人税等	255	69
賞与引当金	305	304
その他	972	900
流動負債合計	6,035	5,691
固定負債		
社債	130	197
長期借入金	1,362	1,557
退職給付引当金	1,405	1,336
その他	89	101
固定負債合計	2,986	3,193
負債合計	9,022	8,885
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,274	3,274
資本剰余金	3,427	3,427
利益剰余金	11,834	11,622
自己株式	△313	△313
株主資本合計	18,222	18,010
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	96	160
為替換算調整勘定	△570	△407
評価・換算差額等合計	△473	△246
純資産合計	17,748	17,763
負債純資産合計	26,771	26,649

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
売上高	10,867	12,233
売上原価	7,944	8,918
売上総利益	2,922	3,314
販売費及び一般管理費	※1 2,832	※1 2,568
営業利益	89	746
営業外収益		
受取利息	10	8
受取ロイヤリティー	—	25
法人税等還付加算金	24	—
その他	32	65
営業外収益合計	68	99
営業外費用		
支払利息	17	19
為替差損	24	148
その他	13	4
営業外費用合計	55	172
経常利益	102	674
特別利益		
固定資産売却益	—	0
貸倒引当金戻入額	—	2
ゴルフ会員権売却益	—	20
特別利益合計	—	22
特別損失		
固定資産廃棄損	7	2
固定資産売却損	0	0
投資有価証券評価損	—	159
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	7
特別損失合計	8	170
税金等調整前四半期純利益	94	526
法人税等	※2 103	※2 235
少数株主損益調整前四半期純利益	—	291
四半期純利益又は四半期純損失 (△)	△8	291

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
売上高	6,012	6,237
売上原価	4,366	4,465
売上総利益	1,645	1,772
販売費及び一般管理費	※1 1,368	※1 1,280
営業利益	277	491
営業外収益		
受取利息	9	5
受取ロイヤリティー	—	25
法人税等還付加算金	24	—
その他	22	41
営業外収益合計	56	73
営業外費用		
支払利息	8	9
為替差損	50	89
その他	7	1
営業外費用合計	66	100
経常利益	267	464
特別利益		
固定資産売却益	—	0
特別利益合計	—	0
特別損失		
固定資産廃棄損	4	0
固定資産売却損	—	0
投資有価証券評価損	—	2
特別損失合計	4	3
税金等調整前四半期純利益	262	460
法人税等	※2 128	※2 214
少数株主損益調整前四半期純利益	—	246
四半期純利益	134	246

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	94	526
減価償却費	695	686
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	37	△15
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	109	68
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△0	1
受取利息及び受取配当金	△16	△14
支払利息	17	19
為替差損益 (△は益)	24	100
固定資産除売却損益 (△は益)	8	2
投資有価証券評価損益 (△は益)	—	159
売上債権の増減額 (△は増加)	△698	△146
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△351	58
仕入債務の増減額 (△は減少)	1,110	137
その他	△31	118
小計	999	1,703
利息及び配当金の受取額	22	21
利息の支払額	△17	△19
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	612	△40
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,616	1,664
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	—	△62
定期預金の払戻による収入	68	89
有形固定資産の取得による支出	△839	△84
有形固定資産の売却による収入	0	13
貸付けによる支出	△2	—
貸付金の回収による収入	2	1
その他	10	64
投資活動によるキャッシュ・フロー	△761	21
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△75	—
長期借入れによる収入	400	—
長期借入金の返済による支出	△138	△205
自己株式の増減額 (△は増加)	—	△0
社債の償還による支出	△137	△67
配当金の支払額	△90	△81
財務活動によるキャッシュ・フロー	△41	△354
現金及び現金同等物に係る換算差額	△31	△159
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	782	1,171
現金及び現金同等物の期首残高	4,531	5,099
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 5,313	※ 6,271

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
会計処理基準に関する事項の変更 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益は2百万円、税金等調整前四半期純利益は10百万円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は5百万円であります。

【表示方法の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第2四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。 - 前第2四半期連結累計期間において、営業外収益で区分掲記しておりました「法人税等還付加算金」は、重要性が低下したため当第2四半期連結累計期間から「その他」に含めております。なお、当第2四半期連結累計期間の「その他」に含まれる「法人税等還付加算金」は0百万円であります。

当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第2四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。 - 前第2四半期連結会計期間において、営業外収益で区分掲記しておりました「法人税等還付加算金」は、重要性が低下したため当第2四半期連結会計期間から「その他」に含めております。なお、当第2四半期連結会計期間の「その他」に含まれる「法人税等還付加算金」は0百万円であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
税金費用の計算 当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純損益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額は、16,824百万円であります。 なお、減価償却累計額には減損損失累計額223百万円を含めております。	※ 有形固定資産の減価償却累計額は、16,471百万円であります。 なお、減価償却累計額には減損損失累計額257百万円を含めております。

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
※1 販売費及び一般管理費の主なもの 運搬費 194百万円 給料及び手当 872百万円 賞与引当金繰入額 159百万円 退職給付費用 89百万円 貸倒引当金繰入額 38百万円 研究開発費 537百万円 ※2 当四半期連結累計期間における税金費用については、四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理により計算しているため、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。	※1 販売費及び一般管理費の主なもの 運搬費 192百万円 給料及び手当 782百万円 賞与引当金繰入額 125百万円 退職給付費用 77百万円 研究開発費 506百万円 ※2 同 左

第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
※1 販売費及び一般管理費の主なもの 運搬費 97百万円 給料及び手当 421百万円 賞与引当金繰入額 79百万円 退職給付費用 44百万円 貸倒引当金繰入額 21百万円 研究開発費 228百万円 ※2 当四半期連結会計期間における税金費用については、四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理により計算しているため、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。	※1 販売費及び一般管理費の主なもの 運搬費 94百万円 給料及び手当 382百万円 賞与引当金繰入額 62百万円 退職給付費用 38百万円 貸倒引当金繰入額 0百万円 研究開発費 268百万円 ※2 同 左

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在)	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在)
現金及び預金 4,885百万円	現金及び預金 6,062百万円
有価証券 499 "	有価証券 300 "
計 5,384百万円	計 6,362百万円
預入期間が3か月超の定期預金 △71 "	預入期間が3か月超の定期預金 △91 "
現金及び現金同等物 5,313百万円	現金及び現金同等物 6,271百万円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日
至 平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	27,386,282

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	710,868

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	80	3	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年10月28日 取締役会	普通株式	80	3	平成22年9月30日	平成22年12月10日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

	機能性フィルム 事業部門 (百万円)	情報システム 事業部門 (百万円)	合計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する 売上高	5,797	215	6,012	—	6,012
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	5,797	215	6,012	—	6,012
営業利益又は営業損失(△)	288	△11	277	—	277

(注) 1. 事業区分の方法

事業区分は当社販売品の機能を考慮し、売上集計区分を勘案し決定しております。

2. 各事業区分の主要品目

事業部門別		主要品目
機能性フィルム	電子・工業材料	液晶部材用フィルム、ハードコートフィルム、プリント基板用フィルム、カスタムコーティング
	グラフィックス	ディスプレイ用インクジェットフィルム、大型インクジェットプリンター及び関連機器、ダイレクト刷版用フィルム及びシステム、カラーマネジメントシステム
	産業メディア	CAD用インクジェットフィルム、環境関連フィルム、プロジェクター用スクリーンフィルム
情報システム		GIS関連ソフト、地理情報データ作成サービス、デジタル・データ画像処理サービス

前第2四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	機能性フィルム 事業部門 (百万円)	情報システム 事業部門 (百万円)	合計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する 売上高	10,546	320	10,867	—	10,867
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	10,546	320	10,867	—	10,867
営業利益又は営業損失(△)	122	△33	89	—	89

(注) 1. 事業区分の方法

事業区分は当社販売品の機能を考慮し、売上集計区分を勘案し決定しております。

2. 各事業区分の主要品目

事業部門別		主要品目
機能性フィルム	電子・工業材料	液晶部材用フィルム、ハードコートフィルム、プリント基板用フィルム、カスタムコーティング
	グラフィックス	ディスプレイ用インクジェットフィルム、大型インクジェットプリンター及び関連機器、ダイレクト刷版用フィルム及びシステム、カラーマネジメントシステム
	産業メディア	CAD用インクジェットフィルム、環境関連フィルム、プロジェクター用スクリーンフィルム
情報システム		GIS関連ソフト、地理情報データ作成サービス、デジタル・データ画像処理サービス

【所在地別セグメント情報】

前第２四半期連結会計期間(自 平成21年 7 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	5,193	550	158	110	6,012	—	6,012
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	277	30	0	33	342	(342)	—
計	5,470	580	159	143	6,354	(342)	6,012
営業利益又は営業損失(△)	249	30	△25	19	274	3	277

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 本邦以外の区分に属する主な国または地域

(1) 北米・・・米国

(2) 欧州・・・スイス、ポーランド

(3) その他の地域・・・中国

前第２四半期連結累計期間(自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	9,493	969	276	128	10,867	—	10,867
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	454	53	1	70	580	(580)	—
計	9,947	1,022	278	198	11,447	(580)	10,867
営業利益又は営業損失(△)	69	17	△49	23	60	29	89

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 本邦以外の区分に属する主な国または地域

(1) 北米・・・米国

(2) 欧州・・・スイス、ポーランド

(3) その他の地域・・・中国

【海外売上高】

前第２四半期連結会計期間(自 平成21年 7 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)

	北米	アジア	欧州	計
I 海外売上高(百万円)	464	696	160	1,320
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	6,012
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	7.7	11.5	2.6	21.9

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北米・・・米国、カナダ等

(2) アジア・・・中国、韓国、台湾等

(3) 欧州・・・ポーランド、ドイツ、フランス、スイス等

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

前第２四半期連結累計期間(自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)

	北米	アジア	欧州	計
I 海外売上高(百万円)	808	1,172	279	2,260
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	10,867
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	7.4	10.7	2.5	20.8

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北米・・・米国、カナダ等

(2) アジア・・・中国、韓国、台湾等

(3) 欧州・・・ポーランド、ドイツ、フランス、スイス等

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうちに分離された財務情報が入手可能であり、当社の最高経営意思決定機関である取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、高機能性フィルム等の開発・製造・販売が主要な事業であり、その製品は、主に日本、北米及び欧州の製造拠点で生産されております。また、各地域のグループ会社は、当社グループ全体の事業戦略と整合性を図りつつ、独自の販売計画を策定し事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、生産・販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、「日本」、「北米」、「東アジア」、及び「欧州」の4つの報告セグメントとしております。各セグメントでは、当社グループで開発・製造した、ハードコートフィルム及び液晶部材用フィルムを中心とする高機能性フィルム等の販売並びに高機能性フィルム等の販売を目的として大型インクジェットプリンター及び関連機器の販売を行っております。

なお、「日本」及び「東アジア」では高機能性フィルム等の開発・製造・販売のほか、GIS関連ソフトウェアの販売及びデータ処理受託サービスを行っております。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第2四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	日本	北米	東アジア	欧州	計		
売上高							
外部顧客への売上高	10,863	921	255	193	12,233	—	12,233
セグメント間の内部売上高 又は振替高	531	74	74	1	681	△681	—
計	11,394	995	330	194	12,914	△681	12,233
セグメント利益又は損失(△)	762	△0	46	△61	746	△0	746

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額は、主にセグメント間取引消去8百万円、棚卸資産の調整額△8百万円であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結会計期間(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	日本	北米	東アジア	欧州	計		
売上高							
外部顧客への売上高	5,659	381	124	72	6,237	—	6,237
セグメント間の内部売上高 又は振替高	258	28	46	0	332	△332	—
計	5,917	409	170	73	6,570	△332	6,237
セグメント利益又は損失(△)	538	△21	22	△47	493	△1	491

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額は、主にセグメント間取引消去4百万円、棚卸資産の調整額△5百万円であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	665.36円	1株当たり純資産額	665.93円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	17,748	17,763
普通株式に係る純資産額(百万円)	17,748	17,763
普通株主の発行済株式数(千株)	27,386	27,386
普通株式の自己株式数(千株)	710	710
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(千株)	26,675	26,675

2 1株当たり四半期純利益金額等

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
1株当たり四半期純損失金額	0.33円	1株当たり四半期純利益金額	10.93円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	—	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、前第2四半期連結累計期間は1株当たり四半期純損失でありかつ潜在株式が存在しないため、また、当第2四半期連結累計期間は潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純利益金額及び四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益 又は四半期純損失(△)(百万円)	△8	291
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失(△)(百万円)	△8	291
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	26,675	26,675

第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額 5.04円	1株当たり四半期純利益金額 9.24円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 —	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 —

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、前第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結会計期間ともに潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	134	246
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	134	246
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	26,675	26,675

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第51期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)中間配当につきましては、平成22年10月28日開催の取締役会において、平成22年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|----------------------|-------------|
| ① 配当金の総額 | 80,026,242円 |
| ② 1株当たりの金額 | 3円00銭 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成22年12月10日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月 9 日

株 式 会 社 き も と
取 締 役 会 御中

太陽A S G 有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野辺地 勉 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 村 茂 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社きもとの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社きもと及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月10日

株 式 会 社 き も と
取 締 役 会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野辺地 勉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 村 茂 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩 崎 剛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社きもとの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社きもと及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月12日
【会社名】	株式会社 きもと
【英訳名】	KIMOTO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木本 和伸
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿二丁目19番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 木本 和伸は、当社の第51期第2四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。